

○高浜市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、高浜市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な旅客輸送の態様に関する事項
- (2) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (2) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (3) 市民又は利用者を代表する者
- (4) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
- (5) 道路管理者、愛知県警察、学識経験者その他交通会議の運営上必要と認められる者
- (6) 市の職員のうちから市長が指名する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集する。

2 交通会議においては、会長が議長となる。

3 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要に応じて、委員以外の者を出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(委員会)

第7条 交通会議は、第2条各号に掲げる事項について調査を行うため、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、第3条第2項に定める委員その他交通会議が必要と認める者のうちから会長が指名する。

3 委員会は、必要に応じて、関係者を出席させ、意見を聴くことができる。

(運賃料金部会)

第8条 旅客運送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）を協議するため、交通会議に運賃料金部会を置く。

2 運賃料金部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1) 地域における需要に応じた当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項

(2) その他運賃料金部会が必要と認める事項

3 運賃料金部会の委員は、次に掲げる者から会長が指名する。

(1) 市長又はその指名する者

(2) 当該運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者

(3) 住民又は利用者の代表

(4) 中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者

4 運賃料金部会に部会長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

5 部会長は、運賃料金部会を代表し、部会務を総括する。

6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

7 運賃料金会議の議事は、原則として全会一致で決する。ただし、全会一致が成立せず、部会長がやむを得ないと認めるときは、出席委員の4分の3以上で決することができるものとする。

8 運賃料金部会は、原則として公開とする。

9 部会長は、運賃料金部会での協議結果を、速やかに会長に報告するものとする。

(守秘義務)

第9条 交通会議、委員会及び運賃料金部会（以下「交通会議等」という。）の委員は、個人情報その他職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(協議結果の取扱い)

第10条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第11条 交通会議等の庶務は、市民部経済環境グループにおいて処理する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交通会議等の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月2日から施行する。